

不法投棄の対応について

不法投棄とは

不法投棄とは、廃棄物を適正に処理せず、みだりに道路や空き地（自らの土地を含む）等に捨てる行為です。空き缶、たばこの吸い殻などの軽微なポイ捨ても不法投棄に該当します。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律 一部抜粋】

（投棄禁止）

何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない。（第 16 条）

（「みだりに」とは、「正当な理由なく」や「故なく」と同じ意味です。）

不法投棄の罰則

不法投棄をした場合、5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金に処せられるなど厳しい罰則が設けられています。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律 一部抜粋】

（罰則）

- ・ 個人の場合5年以下の懲役若しくは 1,000 千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（第 25 条）
- ・ 法人の場合3億円以下の罰金に処する。（第 32 条）
- ・ 不法投棄することを目的として廃棄物を収集又は運搬したもの3年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（第 26 条）

不法投棄の行われやすい場所と時間

不法投棄は、人目を避けられる夜間や早朝に行われやすく、下記のような場所は要注意です。

当然、不法投棄をした者に処理責任がありますが、原因者がわからない場合、土地等管理者が処理しなければならなくなりますので、未然防止が重要になります。

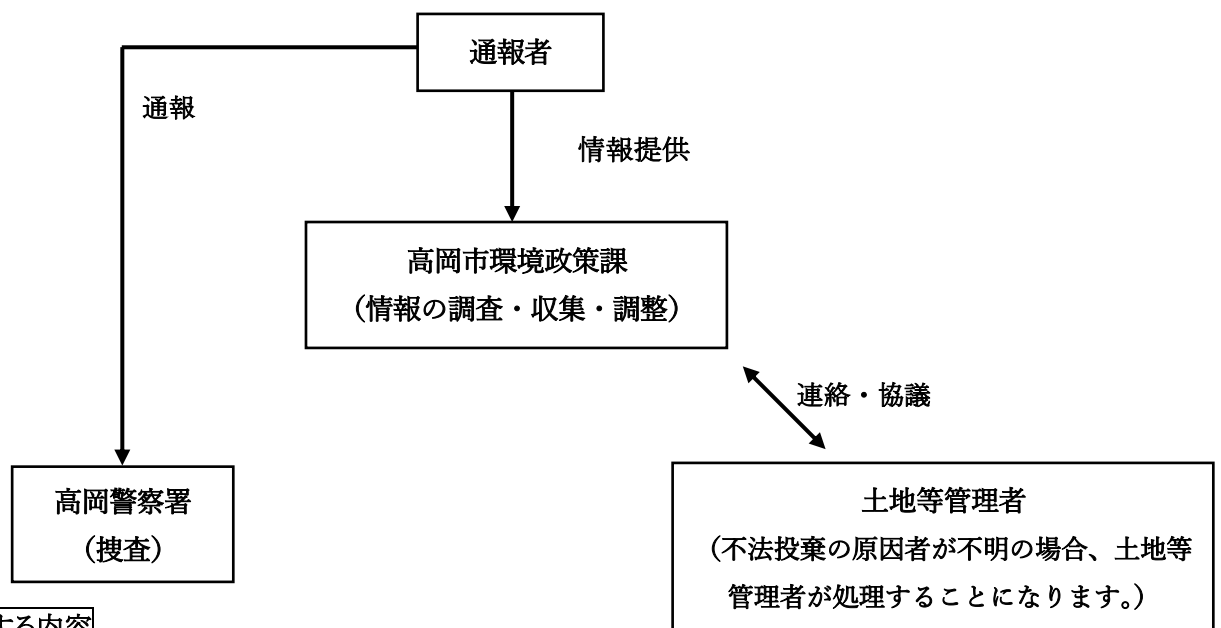
- ①山間部の空き地・休耕田など
- ②民家が近くにない、周辺からの見通しが悪い場所
- ③雑草が繁茂している空き地
- ④主要道の出入り口付近で、大型車が入れる道幅がある

不法投棄を発見した場合

不法投棄を発見した場合は、下記まで情報提供をして下さい。

<u>情報提供連絡先</u> 高岡市環境政策課（高岡市長慶寺 640 番地） Tel 0766-22-2144 Fax 0766-22-2341
<u>通報先</u> 高岡警察署（高岡市あわら町 1-5） Tel 0766-23-0110

【不法投棄発見通報連絡図】



通報する内容

通報する内容は、以下の情報をお願い致します。

- (1) 通報者の氏名、連絡先
- (2) 発見日時、場所、投棄物の内容
- (3) 行為者の人相・特徴(年齢、体格、性別、その他の特徴)、着衣、人数
- (4) 行為者の自動車の車種、ナンバー、色、形
- (5) その他状況写真等

※不法投棄者に対して注意や質問、または追跡などの行為は危険な場合がありますので、注意してください。